別添１

愛媛県立弓削高等学校警備業務仕様書

１　目的

　委託者の所有又は管理にかかわる次の警備対象内の財産の保護に任じ、委託者の業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

２　警備対象

(1) 学校名　愛媛県立弓削高等学校

(2) 所在地　愛媛県越智郡上島町弓削明神305番地

３　委託業務

(1) 校舎内侵入異常の感知

(2) 火災異常感知

(3) 各種感知器による(2)以外の異常感知

(4) (1)から(3)の異常発生時の対応

(5) 校内への入館・退館状況の確認

４　委託期間

　平成26年４月１日から平成31年３月31日まで

５　校舎内侵入異常の感知方法

(1) 警備範囲

　別紙配置図により示された範囲とする。

(2) 警備機器

　ア　警備範囲内の侵入等の異常を的確に感知可能な警備業務用機械装置を設置する。

　イ　火災報知機等の設備の異常については、既設の報知器から移報する装置を設置する。

(3) 通信回線

　各種感知器の信号受信等は、受託者が設置する通信回線を介する。

(4) 校内要所には、異常を感知した場合の威嚇用ブザー（ベル）を設置する。

６　警報機器の運用

(1) 異常発生箇所の速やかな特定を前提に、警備範囲を18ブロックの警備区域に分ける。また、各ブロックごとにセット及びリセットができ、その状況を監視センターで確認できるようにする。

(本館１階)

　第１ブロック・・・職員室

　第２ブロック・・・放送室

　第３ブロック・・・事務室

　第４ブロック・・・校長室

　第５ブロック・・・教育相談室

　第６ブロック・・・保健室

　第７ブロック・・・業務員室

(本館２階)

　第８ブロック・・・生物・地学教室、同準備室

第９ブロック　・・・進路指導室
第 10 ブロック・・・図書室
（本館３階）
第 11 ブロック・・・物理・化学教室、同準備室
第 12 ブロック・・・Ｌ・Ｌ教室
第 13 ブロック・・・被服教室、同準備室
（本館４階）
第 14 ブロック・・・情報教室、同準備室
第 15 ブロック・・・地歴公民教室、同準備室
第 16 ブロック・・・音楽教室、同準備室
（調理実習室）
第 17 ブロック・・・調理実習室
（共用部）
第 18 ブロック・・・正面玄関、１階～４階廊下部

(2) それぞれの区域に、警備の開始・解除を行うカード式等の制御装置を設置する。
(3) 最終出入口（正面玄関）には、電気錠を設置する。ただし、当該設置箇所は、機械警備範囲内とする。
(4) 最終出入口（正面玄関）付近に「全ブロックの警備設定状況がわかる表示盤」を設置する。
(5) 警備機器の取扱説明書を備える。
(6) 正門は、門扉を閉めるが、施錠はしないものとする。

7　校舎内に設置するセンサー等の種類及び設置場所
(1) センサー等の種類
ア　ＩＣカード等およびカードリーダー等　システムのセット／解除を行う。
イ　熱センサー　人体の発する熱で侵入者をキャッチする。
ウ　マグネットセンサー　開閉の異常をキャッチする。
エ　ブロック表示盤　各ブロックに設置されたセンサーの状態を表示する。
(2) 設置する場所
本件警備に必要な適合機器の配置及び種類は末尾添付の「弓削高校機械警備システム配置図」のとおりとする。

8　警備の対象時間
火災、漏電及び受水槽等の満減水の異常感知については 24 時間対応とする。その他の警備対象は警備セットＯＮからＯＦＦまでであり、基本時間は次のとおりとするが、運用については協議する。
平日（学校開校日）は午後９時から翌朝午前７時 30 分までとする。
休日・祝日・年末年始休暇（学校休校日）は終日とする。
なお、事前の連絡がなく、午後 10 時を過ぎても全警備区域の開始設定が完了しない場合は、受託者があらかじめ選任された学校緊急連絡者に確認の電話をする。また、電話の応答がなく確認できない場合は、警備区域の巡回確認を行う。

9　機械警備装置の設置までの警備について

４月１日以降機械警備装置が設置完了されるまでの間は、受託者に属する警備員による有人警備を行う。なお、有人警備に要する費用については、受託者の負担とする。

10　警備要員の配置

受託者は、侵入等異常発生後、速やかに（警備業法施行細則第15条の規定により25分以内（越智郡の区域））現場に到着できるよう、警備要員の配置を行う。

11　異常情報受信の際の対応

(1) 受託者は、異常を受信したときは、警備要員を速やかに現場に派遣し、異常の確認をするとともに、事態の拡大防止に努める。

(2) 受託者は必要に応じ予め定めた緊急連絡者に連絡するとともに、関係機関へ通報する。

12　火災異常感知の対応

受託者は、自動火災報知設備によって感知される火災異常を監視し、異常情報を受信した場合における消防機関への通報等の業務を行う。監視時間は終日とする。

13　各種感知器の異常感知の監視

受託者は、各種感知器によって感知される異常を監視し、異常情報を受信した場合に必要な処置を行う。監視時間は終日とする。

14　警備状況の報告

受託者は、月次報告、異常時報告など各種警備報告書を作成し、定時及び随時に委託者に報告しなければならない。また受託者は、委託者から要求があった場合は、その都度警備状況について報告しなければならない。

15　警備機器の保守点検

(1) 受託者の責任において警備機器の保守点検を行い、常に警備機器が正常に作動するよう努める。また、停電時においても適切に対処すること。

(2) 委託期間中の警備機器の誤作動によって生じた損害は、受託者の負担とする。

16　鍵の預託

警備上必要な鍵、カード等は委託者、受託者相互に預託するものとし、授受はそれぞれその所在を確認できるようにするとともに、厳重に取扱い保管するものとする。

17　原状回復

契約の解除又は委託期間満了により警備機器を撤去する場合は、設置前に近い状態に回復すること。また、撤去に要する費用については、受託者の負担とする。ただし、現状のままとすることにつき委託者の承諾があったときにはこの限りではない。

18　その他

(1) この仕様書は、警備方法の大要を示すものであるから、警備上付帯的に実施しなければならないものについては、この仕様書に記載していないものであっても、必要に応じて協議して実施するものとする。また、入札にあたっては、本仕様書と同等、若しくはそれ以上の運用方法及び構成機器とすること。

(2) 警備機器の設置及び撤去に要する経費は受益者の負担とする。

(3) 警備業務は、平成26年４月１日から開始すること。

(4) 落札者は、事前準備として落札決定日の翌日から平成26年3月31日までの間に、警備に必要な機器・配線等の設置工事を行うことができるものとする。